

正会員各位

(一社) 全国LPガス協会

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
の一部を改正する省令」について (お願い)

標記につきましては、令和6年2月14日付け全L協保安・業務G5第212号において、経済産業省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、別添(官報)のとおり、令和6年4月2日に公布され、「過大な営業行為の制限」及び「LPガス料金等の情報提供」については、令和6年7月2日施行、「三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示及びLPガス消費と関係ない設備費用のLPガス料金への計上禁止)」については、令和7年4月2日施行となります。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

○経済産業省ホームページ

【「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を公布しました】

<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240402001/20240402001.html>

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、森、岩田

主な改正概要

○令和6年7月2日施行

【過大な営業行為の制限】

LPガス販売事業者が、不動産・建設関係者等に対し、設備貸与や紹介料などの形で過大な利益供与を行うなどの営業行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

1. 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止

(改正省令第16条第15の3号、4号)

2. 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替を制限するような条件付き契約締結等の禁止

(改正省令第16条第15の5号、6号)

【LPガス料金等の情報提供】

賃貸集合住宅の場合、入居後は事実上LPガス販売事業者を変更できないといった実態を踏まえ、入居前にLPガス料金等の情報を入手できるよう、下記の措置を講じる。

1. 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)

(改正省令第16条第15号の2号)

2. 入居希望者からLPガス販売事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務づけ(同上)

○令和7年4月2日施行

【三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)】

消費者に不透明なかたちで、LPガスとは関係ない費用等がLPガス料金として上乗せ回収されている現状を是正するため、下記の措置を講じる。

1. 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制(設備費用の外出し表示)の徹底(改正省令第16条第15号の7号)

2. 電気エアコンやインターホン、Wi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止(改正省令第16条第15号の8号)

3. 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止(三部制料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載)

(改正省令第16条第15号の9号)

(注) 上記1は新規契約・既存契約ともに適用。上記2及び3は新規契約のみ適用(既存契約は早期移行努力義務)。

なお、施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約(既存契約)については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示(内訳表示の詳細化)を求める(改正省令附則第2条)。その上で、新制度への早期移行を促していく。(改正省令附則第3条)

以上



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業三二)

〔告 示〕

○パトケン州における道路維持管理機材及び舗装機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務一一六)

○ビシユケク市及びチユイ州における医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一一七)

○返納を命じた旅券を無効とする件(同一一八)

○円借款の供与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一一九)

○円借款の供与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一二〇)

○令和六年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和七年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件(農林水産七〇三)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件(農林水産・環境二)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつた件(環境三七、三八)

○道路に関する件(関東地方整備局一六七、一六九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 外務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

関東地方整備局公示(関東地方整備局) 中部地方整備局公示(中部地方整備局)

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

(富山労働局最低賃金公示一)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

省

令

○経済産業省令第三十二号
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第十六条第二項の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和六年四月二日
 経済産業大臣 齋藤 健

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（販売の方法の基準） 第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一～十四 略 十五 第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスであつて消費されないものは、一般消費者等の不在その他やむを得ない事情がある場合を除き一般消費者等の立会いの下に質量により計り、その質量に応じた適正な価格で引き取ること。</p>	<p>（販売の方法の基準） 第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一～十四 略 十五 略</p>
<p>十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者等とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。</p>	<p>〔新設〕 十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者等とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。</p>
<p>十五の三 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者等とが異なる場合において、当</p>	<p>〔新設〕 十五の三 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者等とが異なる場合において、当</p>

該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該施設又は建築物の所有者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

十五の四 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者等とが同一である場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該一般消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

十五の五 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者等とが異なる場合において、当該施設又は建築物の所有者等との間で、当該施設又は建築物の入居者である一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等を締結しないこと。

十五の六 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者等とが同一である場合において、当該一般消費者等との間で、液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するよう条件を付した液化石油ガスの販売契約等を締結しないこと。

十五の七 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じた費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。

十五の二 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。

十五の二 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。

十五の二 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。

十五の二 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。

十五の八 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。

〔新設〕

十五の九 液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

〔新設〕

十五の十 新たに一般消費者等に対し液化石油ガスを供給する場合において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売事業者の所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該液化石油ガス販売事業者に対して液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。

十五の三

〔略〕

十六の二十三

〔略〕

備考 表中の「」は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十六条第十五号の七から第十五号の九までの改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

第三条 液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。